

藤沢市中小企業信用保険補助金交付要綱

制定 平成23年 4月 1日

改正 平成28年 4月 1日

(趣旨)

第1条 市長は、市内中小企業の振興と経営の安定を図るため、藤沢市中小企業融資要綱に定める小規模企業緊急資金に係る保証債務について、神奈川県信用保証協会（以下「保証協会」という。）が代位弁済したことにより生じた損失額の一部に対し、藤沢市補助金交付規則（昭和35年藤沢市規則第11号）及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において、保証協会に対して補助金を交付する。

(補助の内容)

第2条 市長は、保証協会が小規模企業緊急資金に係る保証債務を代位弁済したことにより生じた損失額から、保証協会が株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）から交付を受けた保険金及び当該保険金受領前に回収した回収金を控除した額の3割を補助するものとする。

ただし、責任共有制度の負担金方式に係る保証の場合には、保証協会が代位弁済したことにより生じた損失額から、保証協会が公庫から交付を受けた保険金及び当該保険金受領前に回収した回収金を控除した額に8割を乗じた額の3割を補助するものとする。

(補助金交付の申請手続)

第3条 保証協会は、藤沢市中小企業信用保険補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 藤沢市中小企業信用保険補助金収支予算書(第2号様式)
- (2) 代位弁済報告書

(補助金交付の決定)

第4条 市長は、前条の規定により、補助金交付の申請があったときは、審査のうえ、交付が適当と認めるものについて、藤沢市中小企業信用保険補助金交付決定通知書(第3号様式)により、保証協会会長に通知するものとする。

- 2 保証協会は、前項の規定による補助金交付の決定に基づき補助金の交付を受けようとするときは、別に定める請求書を市長に提出しなければならない。

(備付帳簿)

第5条 保証協会は、事業の施行に関し、必要な帳簿等を備え付け、5年間保管整備しておかなければならない。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長と保証協会会長との間で覚書を締結する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公表の日から施行する。

(経過措置)

2 この改正前に使用していた用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(検討)

1 市長は、平成27年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、平成33年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。